

会 議 録

会議名	第9回国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会	
日時	令和4年11月15日（火）14:00～	
場所	合志市防災センター避難所1	
出席者	菊池恵楓園入所者自治会	自治会長 志村 康 自治会副会長 太田 明
	厚生労働省医政局 医療経営支援課国立ハン セン病療養所対策室	室長 藤岡 裕樹 室長補佐 十鳥 真一 将来構想推進調整官 今山 照代
	厚生労働省健康局 難病対策課	課長補佐 岩倉 慎 係長 平塚 悠
	菊池恵楓園	園長 箕田 誠司 副園長 境 恵祐 事務部長 池田 克己 看護部長 倉富 明美 庶務課長 堀口 広文 会計課長 有馬 義弘 福祉課長 宮崎 厚
	熊本県健康づくり推進課	課長 岡 順子 課長補佐 手嶋 義明 主事 植田 美奈希
	合志市	市長 荒木 義行 健康福祉部長 岩田 建一 人権啓発教育課長 森田 健二 福祉課長 小畑 英之 福祉課長補佐 松本 嘉奈恵
傍聴	一般	上田 欣也（泉ヶ丘区）
	報道	RKK、共同通信、TKU、熊本日日新聞、 西日本新聞、読売新聞

議事	
松本課長補佐	皆様こんにちは。本日は公私ともご多用のところご参集いただき誠にありがとうございます。私は、本日の司会を担当いたします合志市福祉課の松本と申します。なにぶん不慣れではございますが、皆様のご協力をもって進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 ここで、本日の資料の確認を致します。メールで送付させていただいております、会議次第、出席者名簿、協議会規約、作業部会報告書になります。また、参考資料として、歴史的建造物等保存リストとその位置図、国立療養所菊池恵楓園会館利用規程、前回第6回、令和元年度の協議会の資料、前回の会議録になります。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では、会議次第に沿って進行させていただきます。 皆様、どうぞよろしくお願いいたします。まず、ご臨席の皆様のご紹介になりますが、資料の中に出席者名簿をつけております。この名簿をもちまして、皆様のご紹介に代えさせていただきますので、ご了承ください。また本日は、自治会と厚生労働省、恵楓園におかれましては、オンラインでの参加となっております。よろしくお願いいたします。本日の協議会の開催にあたりましては、公開になっておりますので、あらかじめご了解いただきたいと思います。 それでは、定刻となりましたので、次第の1、開会を福祉課長の小畑が申し上げます。
小畑課長	改めましてこんにちは。事務局をしております、合志市福祉課長の小畑と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、ただいまより、第9回国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会を開催いたします。
松本課長補佐	それでは開会にあたりまして、本協議会会長であります、合志市荒木市長よりご挨拶を申し上げます。

荒木市長	皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました合志市長の荒木でございます。座長を務めさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。 長引くコロナの中で開催ができませんでした、この会も平成 26 年の 8 月に設置をさせていただいて、今回が第 9 回目の会議ということになります。その間に様々な方々にお世話になりながら、一つ一つ解決に向けてこの協議会で和解をしながら進めてきたことは、大変皆様方の努力といろんなご意見に対して改めて感謝を申し上げるものであります。 この中で変わらないのが、志村会長、太田副会長、箕田園長、そして私の 4 人だけが、実はこの会にずっと最初から今日まで変わっておりません。それ以外の皆様は、異動等で今回の会議が初参加という方が大変多いかと思います。しかし、会議を重ねていながら整理をさせていただいて、今日まで恵楓園のあり方または環境整備、そして国と県と市のそれぞれの役割、こういったものを誰がいつまでに責任を持ってやるのかということの結果を出すための協議会であります。そのために、長年お願いをして参りました、恵楓園の現地の場所で会議をさせていただきということでこの会議がスタートしたわけでもあります。 今コロナ禍という中で、恵楓園にお邪魔することはできません。今回オンラインでの会議ということになったことをご理解いただきたいと思います。それぞれの課題としては、作業部会の中でコロナの中でも進めてきていただいております。こういったものを報告しながら、さらにその後はどうするのかという形での方針方策を、今日また確認をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞご自由な発言と、そして先ほど公開での議論ということになっておりますので、皆様方から温かいご意見をいただきたいと思いますというふうに思っております。私の方ではばらくの間、この進行役を務めさせていただきますので、ご協力方よろしくお願いいたします。 それでは、早速でありますけれども、限られた時間でありますので、会議に入らせていただきたいと思いますので、私たち事務局を預かっておりますので、まず、事務局からの提案を受けて、一つ一つご意見を承りたいと思いますので、まず事務局から進めさせていただきたいと思います。
小畑課長	事務局の小畑です。よろしくお願いいたします。3 年ぶりの協議会の開催になりますので前回までの確認になりますが、平成 21 年 10 月に菊池恵楓園将来構想が策定され、平成 26 年 8 月 12 日に国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会が設立、同日第 1 回の協議会を開催し

ております。その後、平成 27 年 5 月に作業部会を作り、毎年度、協議会を開催し、令和元年 11 月 14 日には、第 6 回目の協議会を開催しておりますが、令和 2 年度と令和 3 年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から協議会の開催は出来ておりません。

協議項目としましては、元々 37 項目の検討項目があり、より細かな検討が行えるように「土地利用検討部会」、「施設検討部会」、「啓発検討部会」の 3 つの部会がありましたが、現在では項目が終了したものや関係する項目を統合し、5 つの項目において協議継続になっており、3 部会合同での開催となっております。その 5 つの項目について、今年度は書面開催になりましたが、作業部会において進捗状況等を聞き取りしてまとめたものが本日の資料になります。お手元にございます、作業部会報告書 A4 横になっております、この資料を使って説明させていただきます。表紙をめくっていただき、項目番号順に結果を報告させていただきます、その補足等に関しましては、皆様からのご意見を頂戴したいと思います。それでは、早速説明に入らせていただきます。まず、項目番号 1 番ですが、歴史的建造物等の永続的保存と環境整備、併せて療養所全域のゾーニングと将来構想について検討する、という項目でございます。

現状と問題点、解決に向けた具体策の順番にご説明いたします。まず、現状の報告ですが、自治会からは、歴史的建造物等保存対象として施設、自治会では 13 件リストアップしているとご報告いただいております。また、園からは、自治会とで歴史的建造物対象施設のリストアップは終了した。13 項目は別紙リストがございます。今後は、今協議会にて意見をいただき、それを踏まえた上で厚生労働省に具申し保存対象リストとして承認してもらえるよう進める予定であると報告がありました。市からは、中九州横断道路整備が予定されている市総合運動公園野球場の代替えとして、野球場を含む東側敷地の払い下げ要望を提出しております。

土地利用に関しましては、自治会、園、市の 3 者での協定書を締結する協議を行っております。土地の払い下げ手続きは約 2 年を予定しており、用地取得後は、野球場の整備のほか、周辺道路の拡幅、調整池の整備を計画、また、人権教育の場となるよう、菊池恵楓園の歴史に触れることが出来る広場としての活用も予定していると報告がありました。

次に問題点でございますが、自治会からワーキンググループにおける議論と意見のとりまとめ作業を進めて欲しいということ、そして、解決に向けた具体策では、早く意見をとりまとめ、歴史的建造物の保存等検討会へ報告したい。とのことでした。作業部会意見では、自治会からは、この協議会で歴史的建造物等保存対象リストを選定していただきたい。

	これまで、歴史的建造物の補修工事として、監禁室、旧事務本館、隔離壁の3ヶ所を実施しているとのことでした。 また、東グラウンド周辺の用地譲渡については、条件付きで前向きに検討している。とのことでした。このことについては、項目番号の3番にもご意見として記載がございます。 また、園からは、歴史的建造物に関しては、自治会との協議の上、前回対象施設が10項目だったが、更に協議を進めた結果新たに3項目増え13項目となった。これらの対象施設に関しては、現在出来る、補修や修繕等は終わっているが、厚生労働省が定める保存対象リストに登録された場合、定期的な補修に関わる費用については今後の話になると思われる。また、園内における歴史的建造物の案内・ガイドについては、当園歴史資料館が提案するVR事業においてインターネット上で閲覧できるような仕組み作り、来園しなくても啓発が進むような努力をしているところである。新総合診療棟の整備に関しては、たたき台を作り、今年度本省に申請する予定で令和6年度着工を目指しているとのことでした。 まとめの報告ですが、1つ目が、歴史的建造物等保存対象施設13件に対する本協議会の意見をいただきそれを踏まえた上で厚生労働省に具申し、保存対象リストとして承認してもらえよう進めて行きたい。2つ目が、市から野球場を含む東側敷地の払い下げ要望の提出を受けているので条件付きで前向きに検討しているということでした。この協議項目については、作業部会として、協議を継続したいというご提案でございます。以上、説明を終わります。ご意見等よろしくお願いします。
荒木市長	説明が終わりました。ただいま、報告のとおりでございます。追加並びに補充等ありましたらお受けしたいと思います。どなたかご意見ございますか。自治会の太田副会長どうぞ。
太田副会長	自治会の太田です。歴史的建造物の承認についてですけれども、来月の12月に難病対策課で保存等検討会が開催されると聞いておりますので、ぜひ12月には、多磨支部、長島支部に続いてですね、菊池支部の歴史的建造物の承認を協議していただいて、認定をしていただきたいと思いますけれども、時間的に難病対策課はいかがでしょうか。可能でしょうか。
荒木市長 岩倉課長補佐	ご質問が難病対策課の方にありました。どなたか発言をお願いします。 厚生労働省難病対策課の課長補佐の岩倉と申します。歴史的建造物の保存の検討会につきまして、座長が決まり、日程調整等をさせていただいており、これが12月の末になるのか、調整が取れない場合は1月頭になることもありますが、どちらにしても年末か年明け早々には開催するつ

荒木市長 志村会長	もりでございます。すでに提出されている多磨、長島のあとにかかることになりますけれども、今回菊池の部分が入るのかどうかというのは、今回リストアップをした上で、金額とかですね、そういうものを算定していただくとか、あと、この検討会にかけるために、また改めてになりますが、ちょっと資料の方を作成していただかないといけないということもあるので、かなりちょっとスケジュール的に非常に厳しいのかなというように思うのですが、そこが間に合うか間に合わないのかは今後のことなのかなと。ただ、いずれにしても今回の 12 月に間に合わなかったとしても、もう座長も決まっていますので、開催頻度としては、そんなにすごく遠くではなくて、開催することはできると思います。そこでは審査の順番としては第 1 順位で取り上げさせていただくという形は取れると思いますので、そこは資料の出来次第というような形で考えていただければと思います。よろしくお願いします。 ありがとうございます。太田さんいいですか。志村会長。 自治会の志村です。これまでも、前座長の藤岡さんと弁護団の鮎京さんも一緒に恵楓園に来て、現物を見てもらって、それが全部チャラになってという話ですか。現物まで見に来てもらっているのに、また新たに資料を提出してと、どこでどうなっているのか、そのへんを説明してもらいたい。
荒木市長 岩倉課長補佐	岩倉さんお願いします。 資料というのはまずまとめていただかなければならないのがありますが、今回の資料にも一覧リスト案っていうのがついていますけれども、これにワーキンググループの意見ですとか、あとは保存に要する費用ですとかそういったものを記入していただく必要があるのと、あと検討会で審査をするにあたって、委員の先生方が審査しやすいように別立てで検討会の資料というものを作成いただくこととしています。これは今もう既に 4 月に提出いただいた長島さんや多磨全生園さんの方にはもう作成の依頼をしまして、その検討会の説明用の資料というものをお作りいただく必要があるということでございますので、現地視察をしたというのはわかっているつもりですが、あくまでも今回検討会の委員の先生方が審査をする上で、例えば写真だとか、それに対する説明だとかをわかりやすくしたものをお作りいただかないといけないというような形になっていますので、その点の資料ということでございます。
荒木市長	ありがとうございます。1 からということではなくて、今ある資料にプラスアルファを若干させていただいて、検討委員会の方々が理解しやすいような説明資料にしたいとそういうことでございますね。

岩倉課長補佐	その通りです。
荒木市長	ありがとうございました。志村会長いかがでしょうか。
太田副会長	事務局の方でこれから進めていきたいと思います。写真と説明資料はわかりました。
荒木市長	ありがとうございました。他にはございませんか。 それでは意見がないようであります、1 の歴史的建造物等の環境整備という報告に関しては、今それぞれ質問報告があったように、まだまだ検討の途中であるということでもありますので、継続協議として残したいと思いますが、ご異議ございませんか。声が聞き取れないものですから、異議がある方のみ手を挙げてください。誰も手が上がらないので異議なしということですね。それでは継続協議とさせていただきます。 続きまして2地域住民との交流促進ということでの協議をさせていただきます。説明をお願いします。
小畑課長	項目番号2番です。地域住民との交流促進、施設の一般市民への開放など、社会化に向けて取り組むという項目でございます。現状ですが、自治会からは、令和4年5月、恵楓園資料館がリニューアルオープンし、資料館の見学は、予約制で受け入れているとご報告いただいております。また、県からは、当課が実施する事業については、恵楓園を積極的に利用していきたいと考える一方、コロナ禍のため、園内の施設利用に制限があり、利用出来ていないところである。コロナ禍が収束し、園内施設の一般利用が可能となった際は、より多くの方々に恵楓園を訪れていただけるよう、当課以外で行う研修会などの会場としても積極的に利用を呼び掛けて広めていきたいと報告がありました。次に問題点でございますが、自治会から、市広報誌による資料館案内の掲載をお願いしたいということ、また、県からは、コロナ禍のため、園内の施設利用に制限が設けられているが、制限が解除された際は、会議等で会場を借りる場合に、音響設備やパソコン、プロジェクター等の設備や使用条件などが分かれば、周知しやすいので検討していただきたいということで、解決に向けた具体策では、当面は資料館のPR活動をするということ、また、当課での研修会利用のほか、より多くの方々に恵楓園に訪れていただきたいと考えているため、健康づくり推進課以外で行う研修等で積極的に利用を呼び掛けていきたいとのことでした。 作業部会意見では、自治会からは、コロナ禍のため、当面は園内立ち入り規制を継続せざる得ない。資料館見学は可能で予約受付中ですとのご意見でした。また、園からは、恵楓会館の施設利用管理規程は前回提示済み、ただし、コロナ禍の折、現在園内の行事にしか使用されていない。

	また令和 4 年 5 月にリニューアルオープンした歴史資料館はコロナ禍のため入館制限をしているものの、資料館の職員も増え対応する日が多くなり、来客数も増えつつあるとのご意見でした。また、県からは、県の事業については、施設等の積極的な利活用をさせていただきますが、他の部や課に対しても取り組みの推進について呼び掛けたいところです。その際に、どのような施設や設備があって、どういう条件で利用できるかなどを示せば検討できるため、ご検討をお願いしたいというご意見をいただいております。市からは、ハンセン病問題啓発の取り組みの一環として、今年度、人権フェスティバル講演会を 12 月 10 日にヴィーブルで、人権フォーラムを令和 5 年 2 月 4 日に御代志市民センターで開催予定であるという報告がありました。 まとめですが、1 つ目としては、令和 4 年 5 月恵楓園歴史資料館がリニューアルオープンしたということと、2 つ目としては、県としては、コロナ禍が収束した後は、積極的に利用していきたいと考えるというまとめでした。この協議項目についても、作業部会として、協議を継続したいというご提案でございます。以上、説明を終わります。ご意見等よろしく申し上げます。
荒木市長	説明ありがとうございます。ただいまの報告のとおりでございます。同じく追加並びに補充等ありましたらご意見を承りたいと思います。
箕田園長	どなたかご意見はございませんか。箕田先生お願いします。 資料館も出来まして、本来、積極的にいろいろやっていきたいと思っていたのですが、やはりどうしても医療施設という面がありまして、コロナが収束するのか示されていないこともあって、やはりかなり引き締めていろいろ対応せざるを得ないということです。この啓発事業の資料館を中心とした部分に関しては受け入れが可能ですが、なかなかそれ以外の園内見学等に関しては難しい状況が今後も続くということでご理解をいただきたいと思っております。
荒木市長	ありがとうございます。当然、今コロナ禍の中でですね、感染者を増やすことはできませんし、またご配慮は当然だと思います。その点は当然考慮しながら、啓発という形で進めていかなければならないと思っております。何か他にご意見はありませんか。太田副会長、どうぞ。
太田副会長	歴史資料館のこれからの利用促進のために PR 活動、それから広報活動を進めていきたいと思っています。当面は啓発、VR の制作、それから DVD の制作が 12 月中には完成する予定です。それから今後新しい御代志駅が出来ましたので、今後も熊本電鉄観光さんとタイアップして、何かポスターとか、歴史資料館の PR 活動をこれから進めていきたいと考えて

荒木市長	おります。よろしくお願いします。 今、説明がありましたように、新しい御代志駅の駅舎も完成しました。これからは市もそこに交流、賑わいの拠点を整備していくわけでありませうけれども、当然その中に動線として、多くの方々が歴史資料館の方に進んでいけるように、そういった協議もまた自治会の皆様方のご意見を聞きながら、整備という形で進めていきたいと思ひます。 ここで熊本県からの発言がありますので、バトンタッチします。
岡課長	健康づくり推進課の岡と申します。いつも大変お世話になっております。 先ほど太田副会長からご案内ありました歴史資料館につきましては、やはり県としても広く PR していきたいと思っております。今、中学校、高校等へお配りしております約 45,000 部のハンセン病問題啓発リーフレットの中に、学校教育の一環として、この歴史資料館を重点的に取り扱ったような内容のものを作りたいと考えておりまして、今、自治会とも協議をしているところだす。これが出来次第、来年以降学校教育の中で啓発していければと思っているところだす。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。
荒木市長	ありがとうございます。他にご意見はございせんか。ないようであれば、2 つめの項目に対しては継続協議ということによろしいでしょうか。異議のある方だけ手を挙げてください。どなたも手が挙がらないということは、継続協議とさせていただきます。
小畑課長	次に、項目番号 3、これに対して事務局から説明をします。 項目番号 3 番です。恵楓園全体を使った啓発活動に取り組む、恵楓の森公園等という項目でございます。 現状ですが、自治会からは、施設案内はコロナ禍のため休止中。また、施設行事の外部参加も休止中とご報告いただいております。また、県からは、本年は、7 月 26 日と 8 月 25 日に菊池恵楓園にて「恵楓園で学ぶ旅」を開催した。コロナ禍ということもあり、従来のように入所者の方との交流や園内の散策は出来なかったが、歴史資料館の見学と恵楓会館を使用した園長の講話を実施。参加者からは研修や学校の授業だけでは知ることができないことを学んだ等の意見があった。その一方で歴史資料館や講話と併せて園内を周る等 2 つの手法を用いたらより効果的ではないかとの意見もあり、コロナ禍に考慮しつつ、園内を巡るといった内容も可能な限り盛り込むよう次年度に向けて検討する必要があると感じたとご報告いただいております。 次に問題点でございますが、自治会から、休止がいつまで続くのか、打開策はあるのか、思案中ということ、また、県からは、コロナ禍により

原則、歴史資料館の見学のみとなっており、園内全体を活用した啓発活動が出来ていないということでした。

解決に向けた具体策としましては、自治会からは、コロナ禍の収束を待つ以外方策はないのか、資料館でVR見学制度を構築中ということ、また県からは、参加者がハンセン病問題について学ぶための施設として歴史資料館での見学を行い、資料館で得た知識と共に、園内を周って実際の施設、監禁室、納骨堂、火葬場跡等を間近で見ることでより理解が深まると思うので、コロナ禍を考慮しつつ、可能な限り園内を周ることができるよう、恵楓園と調整していきたいとのことでした。作業部会意見としましては、自治会からは、東グランド周辺の用地譲渡については、条件付きで前向きに検討しているとのことでした。これは先ほどの項目番号1番にも記載があったものと同じになります。また、園からは、啓発事業の一環として、園全体を見学できるようになった際、歴史的建造物等にAR、拡張現実、現実世界に仮想世界を重ね合わせて表示する技術を用いた閲覧ができるよう計画したい。とのことでした。また、県からは、本年は、7月26日と8月25日に菊池恵楓園で親子向け、一般向けに恵楓園で学ぶ旅を実施しました。コロナ禍ということもあり、従来のように入所者の方との交流や園内の散策は出来なかったが、歴史資料館の見学と恵楓会館を使用した園長の講話を実施した。参加者からは研修や学校の授業だけでは知ることができないことを学んだ等の意見がある一方、歴史資料館や講話と併せて園内を周る等2つの手法を用いたらより効果的ではないかとの意見もあり、コロナ禍に考慮しつつ、参加者にとってどのような手法での見学がハンセン病問題やその歴史について深く知り、考えることが出来るか模索し、園内散策も視野に入れながら次年度に向けて内容を検討していくとのことでした。市からは、合志楓の森小学校・合志楓の森中学校は旧菊池医療刑務支所跡地に建てられ国立療養所菊池恵楓園に隣接している。その経緯から両校ともハンセン病問題を人権教育の1つの大きな柱に据えている。開校時の昨年度より年度当初に、両校の職員がハンセン病問題についての基本的認識を正しく持つために毎年菊池恵楓園の箕田園長による職員研修を行っている。また、今年5月にオープンした歴史資料館は全教職員で見学するなど学びを深めている。児童生徒の学習についてはKAEDE'S PRIDE PROJECT、合志楓の森小・中学校ハンセン病問題学習を作成し、9年間で発達段階に応じたハンセン病問題についての学習を教育課程の中に位置づけている。開校以来コロナ禍の影響で園内での現地学習や入所者の方々との交流は叶っていない。昨年度から菊池恵楓園絵画クラブ金陽会

荒木市長	の作品展を本校地域交流室で開催し、児童生徒全員での鑑賞はもちろん地域にも開放している。児童生徒または地域の方は、作品を鑑賞し、学芸員からその背景を聞くことにより菊池恵楓園やハンセン病問題を知り、関心を寄せる 1 つのきっかけとしている。なお、本作品展は今後両校 PTA、地域学校協働活動推進本部と協働し毎年開催予定である。また、将来的には学習の成果として語り部のジュニアボランティアを育てていく計画をもっている。今後コロナ禍が落ち着き、自由に園内に入ることができるになるとさらに交流を深めるものと期待しているとの意見がありました。 まとめですが、コロナ禍ではあるが、啓発活動は実施しており、収束後も見据えて見学方法を検討していくというまとめでした。この協議項目については、項目番号 2 番の地域住民との交流促進、施設の一般市民への開放など、社会化に向けて取り組むと統合することも検討をお願いしたいというご提案でございます。以上、説明を終わります。 説明が終わりました。何かご意見等はございませんでしょうか。 報告のとおりでよろしいでしょうか。ここで、作業部会から提案がありました 2 項目目と 3 項目は問題意識として、またやる方法としては、同じではないかということがあるので、これを一つにまとめて統合して事業をこれから継続してやっていただくという提案がございましたが、この件についてのご意見はございませんでしょうか。 特に意見がないということであれば作業部会の提案どおり、2 項目目と 3 項目での統合として継続事業としてやらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
小畑課長	続きまして 4 項目ということになります。また説明をさせますので、よろしくお願いいたします。 項目番号 4 番です。ボランティアガイドのようなボランティア活動を進める。ガイド、清掃、など、医療労働以外の分野でという項目でございます。 現状ですが、自治会からは、コロナ禍のため、ボランティアガイドは休会中。資料館見学の予約制を導入しているとご報告いただいております。また、市からは、毎年 6 月に、市民参加型のボランティア清掃活動を実施していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、令和 2 年度から 3 年間中止となっていると報告がありました。 次に問題点でございますが、自治会から、ボランティアガイド制の再構築が必要であるということ、そして、解決に向けた具体策では、資料館直属のボランティアガイド制の構築、5～10 人が必要であるとのことで

	した。作業部会意見では、自治会からは、不特定多数のボランティアより、特定の少数精鋭のボランティア育成が必要。とのご意見でした。また、園からは、自治会の意向によりボランティアガイド制度は廃止。園内見学は必要とされているので、今後は、園の事業として OB の方や職員が業務としてガイドを行うよう検討していこうと思っているというご意見をいただいております。 まとめですが、ボランティアガイドの検討が必要であるというまとめでした。この協議項目については、作業部会として、協議を継続したいというご提案でございます。以上、説明を終わります。
荒木市長	説明が終わりました。補足意見等がございましたらお願いします。箕田先生お願いします。
箕田園長	自治会の意向によりボランティア制度廃止とありますが、これは従来のやり方によるボランティアガイド制度は廃止ということで、基本的にボランティアを望まれる方に関しては新たな体制でご協力をお願いするように考えております。これまでも再任用の方やケースワーカーが園の窓口で受けた啓発についてはあたってきたという実績はありますが、菜の花法律事務所のボランティアガイドに比べると実績はかなり少ないです。今後は、職員の業務として落とし込んでいって、ボランティアの方がおられるならば、それはどちらかという職員を補足する形、あるいはボランティアの方々の都合の良いときにしてもらおうという形で、メインはやはり職員が業務としていくというふうにできればと考えております。元々恵楓園の職員の職責は医療看護介護福祉にあるわけですが、啓発も業務として認められることになっておりますし、園長だけがあっちこっちで啓発講話をすればいいということではないと思っています。やはり恵楓園の職員一人一人が啓発活動をいろんな形で行っていく姿勢は必要ではないかと思っています。そういう姿勢を醸成するためにも、今後は職員が基本的にガイドをする。ボランティアの方々が都合がつけば手伝ってもらおうと、ボランティアの方々の負担も少なくなり、ボランティアという形での継続性もできるのではないかというふうに考えております。以上です。
荒木市長	ありがとうございます。太田さんどうぞ。
太田副会長	ボランティア活動の受け入れですけれども、資料館のガイドについては、当然資料館の職員である学芸員とか司書とかの業務でやってもらえばいいと思うんですね。それから、園内のガイドについては、先ほどの箕田園長がおっしゃったように、職員あるいは職員 OB の方が業務として担っていただければありがたいなと思ってます。ただ、園内清掃ボラン

荒木市長	ティアについてはもう５年か６年ぐらいずっとやっていないので、恵楓園のほうもだいぶ荒れてきましたので、ぜひ清掃ボランティアについてはいつでも受け入れたいと思いますので、合志市のご協力よろしくお願いしたいと思います。 園内の清掃活動については、商工会と連携してやらせていただいておりますので、コロナで今中断していますが、これは廃止ということでは聞いておりませんので、再度お願いをして、継続してコロナが明けた場合はまたやらせていただくようにご相談を申し上げたいというふうに思います。また、箕田園長の方からご報告ありました、大変ご苦勞でございますけれども、引き続きそういった形でお願いしたいと思います。 また、慣れたということと説明に過不足があるといけませんので、これに関してもどういった対応がとれるのか園だけに迷惑をかけてはいけないということもあるかもしれませんので、引き続き継続協議として中身を詰めさせていただきたいと思いますが、皆さんこれに対してご異議はございませんか。反対という方だけ手を挙げてください。ありませんので、継続協議とさせていただきます。
小畑課長	最後に報告番号５でございます。これについて、説明をいたします。 項目番号５番です。園と関係が深い園外の医療刑務支所跡地を人権学習の拠点施設としての整備を検討するという項目でございます。 現状ですが、自治会からは、学校東門に刑務所記念碑設置、令和３年３月、令和４年５月に歴史資料館開設、独居房を復元、しているとご報告いただいております。また、園からも、令和３年３月旧菊池医療刑務所の跡地である、楓の森小・中学校の東門に法務省が記念碑を設置済。令和４年５月リニューアルオープンした歴史資料館に独居房の復元展示完了とご報告がありました。また、市からは、跡地記念碑について、令和２年１１月１６日に合志楓の森小・中学校の東門に石碑プレートの設置を完了した。その後、令和３年３月２０日に同小・中学校の落成式の同日、石碑の除幕式を関係者臨席の上、行った。令和３年４月に開校。また、設置した広報的意義を損なわないよう、令和４年８月１０日に設置者である法務省、法務省福岡矯正管区扱いと合志市間において、石碑プレートの所有権、国の所有物及び維持管理等、合志市所有物である同小・中学校の東門の一区画を国に無償で提供、行政財産使用許可を行うに関する覚書を締結したと報告がありました。 次に問題点でございますが、自治会から、コロナ禍のため、楓の森小・中学校との交流ができないということ、そして、解決に向けた具体策については、楓の森小・中学校の生徒達に資料館見学を実現すること。と

	いうことでした。作業部会意見では、自治会からは、新設校の開校と資料館の開館で新しい時代を築いていきたい。とのご意見をいただいております。また、園からは、合志楓の森小・中学校と連携し、啓発事業を歴史資料館を中心とした園内見学を通じて協力していきたい。コロナ禍を見据えて、感染対策をとりながら、自治会の理解を得ながら、コロナ禍前のような交流を少しずつ始めていきたいとのご意見でした。 まとめですが、合志楓の森小・中学校の開校、歴史資料館のリニューアルなど、人権学習の拠点施設整備を行ったというまとめでした。この協議項目については、項目番号 2 番の地域住民との交流促進、施設の一般市民への開放など、社会化に向けて取り組むと統合することも検討をお願いしたいというご提案でございます。以上、説明を終わります。
荒木市長	それでは説明が終わりました。何かご意見ございませんでしょうか。太田副会長。
太田副会長	楓の森中学校の 3 年生 90 名の方が 3 回に分けて、この間資料館の見学をしていただきました。今後とも 1 年生 2 年生の生徒たちに、資料館に見学していただくように、これから交流を進めていきたいと思っております。ありがとうございました。
荒木市長	こちらこそお世話になっております。また教育委員会等で運用しながら他の学校も、可能な限り見学、研修をお願いしたいというふうに思います。 先ほどから国の方からのご発言がないようであります。何か懸案等これに対して何かご意見がありましたらお願いします。何かございませんか。それでは先ほど検討部会の方からも説明がありましたが、同じようにこの項目も項目番号 2 との統合を一緒にしたらどうだという説明がありましたが、この項目 2 にこの項目 5 を統合したいと思いますが、ご意見はございませんでしょうか。特にないようです。それでは項目 2 にこの項目 5 を統合させていただいて、事業を進めていきたいと思えます。以上、それぞれにありましたので、整理をさせていただきますと、今議論として、皆様方に慎重審議をいただきました中で、項目 1 をこのまま継続して単独で残す。項目 2 対して項目 3、そして項目 5 を、これを統合して新たな項目 2 として継続協議として事業を進めていく。そして項目 3 がなくなりましたので項目 4 のボランティア活動を進める部分を項目 3 に上げまして、継続をして協議をしていく。ということで、改めて 3 点について継続協議をしていきたいというまとめでございますけれども、ご異論はございませんでしょうか。 国の方もよろしいでしょうか。ありがとうございます。県のほうもよろ

箕田園長	いいでしょうか。園の方もよろしいでしょうか。志村さん、太田さんもよろしいでしょうか。はい、わかりました。 それではこれから3項目について引き続き継続して作業部会の方で作業を進めさせていただきます。 次にその他に入ります。何かございませんでしょうか。箕田先生お願いします。 すみません、せっかく厚生労働省の難病対策課がいらっしゃるのでお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。先ほど歴史的建造物保存に関しまして、また資料を出していただく流れになっているということでしたけど、園の方で写真などをつけて資料を作って上げるということでもいいでしょうか。それとも、また専門家を入れたり、自治体を入れたりした会議で1回もんで、さらに本省にあげるっていうようなことを時間をかけてしなくてはならないのでしょうか。できればこの会議でここに挙げた13の歴史的建造物は認めていただいたということで、あとは事務的に資料を作って上げるというふうにしていいただければありがたいし、自治会としてもそっちの方が早いので望まれるところではないかというふうに思っております。
荒木市長 岩倉課長補佐	岩倉さん、よろしくお願いいたします。 はい。難病対策課岩倉です。まず、先ほど申し上げた検討会用の資料というのは、検討会の資料の様式というのをこちらで作成しておりますので、改めてそれを記入いただくような形になるんですけども、そもそも歴史的建造物の保存のリストの提出というのは、流れとして、まず自治会と園の方でまずリスト案を作っていた上で、それを自治体も含めたワーキンググループで議論をしていただいて、この会議の場がそのワーキンググループという理解か分かりませんが。そのワーキンググループとしての意見をいろいろリストに記入した上で、まず今ここで作られているリストを作っていただくことが1つ目の作業になります。 さらに、保存に必要な改修の費用だとか、そういったものもきっちり見積もりを出してもらって、それはあまり大雑把過ぎるものでも困るので、相見積りも必要であれば取っていただくとか、そういったもので、ある程度しっかりした金額も出していただくというのが1つの作業としてあり、これはもう既にリストの様式を示しているものがありますので、それに書いていただくと。それとは別に、検討会の場で議論しやすいようにというのは、このエクセルのリストだけだと検討会の委員の方々の審査という点でちょっと難しいものがありますので、あと写真等々いろいろつけていただき、写真は既存のものがあると思うのですが、このリス

	トに基づいて、1つの施設ごとに1つの資料というものをちょっとお作りいただくと。それは事務的な作業と言えば事務的な作業になると思います。ワーキンググループまで結論が出たものであれば、そこでの意見などをこのエクセルシートのリストに書くことになりますが、リストとは別に写真をつけてそれに対して概要だとかいろんな意見などを1枚の様式に収めていただくというようなものを、このリストの提出がありましたら様式等をお示しさせていただきますので。それを作成いただくという流れになります。
荒木市長	ありがとうございます。岩倉さん、ぜひ、こういう資料が検討委員会の中で必要だというマニュアルみたいなのがあると思うので、一覧があるならば、これを園側に出していただいて、それに沿って我々も提出が必要な資料があれば、当然協力させていただきます。作業部会でもやりますが、まずそちらの方から、検討委員会に必要なリストの一覧のようなこれを出してくれというのをいただけると、もっと早いのではないかと思います。出されたものに対して、またこれが不足だからまた追加してくれというようなことがあると、やりとりが複雑になりますので、まずそちらから検討の資料の一覧表の、これを出してくれというのを良かったら出していただけないのでしょうか。
岩倉課長補佐	それは可能ですので、それは後日送らせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
荒木市長 箕田園長	ありがとうございます。箕田先生でそれでよろしいでしょうか。 ありがとうございます。とにかくコロナでですね、難病対策課で望んでおられるその専門家や自治体が揃われた会議とかがなかなか開けない状況が続いて、3年近く経ってしまいました。その間、自治会と園だけで、どれは修復不可能になるまで維持する、どれはダメになったら碑やパネルにするなどの議論もある程度済んで、今回資料としてお出ししている13の歴史的建造物で合意はできております。今日の会議をワーキンググループとして、県と合志市、医療経営支援課の方で今日の資料の歴史的建造物13で今後は検討していくことでご理解いただければ、難病対策課でも、今後いただく調査リストにこの13の歴史的建造物の状態や修復の見積もりなどを記入することで、本省のプロセスに乗せていただけるよう整理していただきたいと思いますと思っています。
荒木市長	わかりました。それではリストをいただければ作業部会の方でも整理をさせていただきますと思います。他にございませんか。はいどうぞ。
志村会長	先程、冒頭で話したわけですが、何かというと、恵楓園の監禁室が今にも倒れそうだということで、そこだけを直してもらったんですが、結局歴

荒木市長	史的建造物とは何かということについては、これは私たち自治会とは見解が異なっているのではないかと、歴史的建造物に残すべき建物だというふうには私たちは思っている。そういうのは残す必要がないと、恵楓園がこれまで申請をしたものを全部チャラに、また改めてという話ですね。隔離壁も、これは残すべき建造物だということで、修理をしてもらいました。このことについても、残さなくてもいい、残したくないということなのか、これを自治会だけでなく、十分すり合わせてやってもらわないと、なんにも残らないという可能性だってあると思う。そういうことでは困ります。1回考え直してもらいたい。
岩倉課長補佐	わかりました。先ほどの説明で、私は違う形で理解をしていたんですが改めて歴史的建造物として認定をし直すという、最初からやりますよという説明ではなかったのでしょうか。岩倉さんは、その資料という意味ですか。過去にずっとこれは残します、あれは残しますとずっと国が会議の中でお話をされてきましたよね、それがまた元に戻っているという話ではないのですよね。いかがでしょう。 お答えします。そういうことではございません。これまでも歴史的建造物で、こういったものを保存だというのは、この菊池恵楓園さんの先ほど監禁室以外にも他の園でもいくつかあって、それはそのたびそのたびごとに上がってきたものを検討会にかけて緊急で補修をするというような形のことをやってきました。ただ、そういうそのたびそのたびごとに何か単発に上がってくるということではですね、やっぱりちゃんとした整理がつかないということなので、これは何年前、令和元年なんですけども、改めて整理をさせていただいて、歴史的建造物の保存ということでちゃんともう一度、再度、園として、自治会として、その後は地元の自治体にも入っていただいて、地元自治体とも関係することにはなりますので、そこで議論していただいて、ちゃんとどういうものを残していくのがいいのか、これ全部が全部、全てを残すというのは非常に難しいことですので、基本的な考え方というのを通知の中でお示しをさせていただいて、それに沿った形でリストアップをしていただくというような流れのものが今の形になっておりますので、これまで緊急補修的で直してきたものも当然、歴史的な保存の一つではありますが、いろいろそういう単発的にやってはきましたが、改めてちゃんと整理をしてリストアップしてくださいというようなお願いでございます。そこにはちゃんと基本的な考え方っていうのをお示しさせていただいて、全部が全部残すっていうことではなくて、ちゃんとご議論いただいて、対象となるものを選んでいただくというような流れでございます。以上です。

荒木市長	ありがとうございます。いつのときかわかりませんが歴史的建造物に対してはどこが責任をもって管理をしていくのかという質問を、恵楓園の協議会の中で私に対策室長にさせていただいたときに、それは当然国で責任を持って残していきますという発言があったというふうに私は記憶をしております。ただ、そのときの項目と今リストが出されている項目が一緒だったということではなかったと思いますけれども、それについて全ての項目を残すか残さないかは別として、改めてということではなくて残すと過去に言っていた話、責任を持って国がやると言っていた、それは変わらないのですよね。それもまた1からやり直すということですか。すみません、顔が見えて目の前でやっていたらこんなにぎくしゃくはしないのでしょうか、過去にずっと会議を何回かやってきましたときに、この歴史的建造物に対して、園から自治会から相談があったものに対して、何項目だったかちょっと今ちょっと資料がちょっと持ち手ではないのですが、これはどこの責任で残すんですかという疑問を質問したときに、これは当時の室長だったと思いますけれども、これは国が責任を持って残すとはっきり明言をされているのですよね。ですから、そのときの項目よりは増えているのかもしれませんが、それも含めて審議会でやるということじゃなくて。それを含めてもう1回精査し直せということですか、岩倉さんがお話されたのは。
岩倉課長補佐	お答えします。その前の室長というのはどの室長のことなのかちょっとよくわかりませんが、まず今おっしゃっているのは最終的に例えば入所者の方がいなくなった後、園をどうしていくのかというその永続性の議論というところと、それはそれで当然、その後どうしていくかというのは今の統一交渉団の方と我々で意見交換会などを通じて、それは別途議論をしていくところでございます。それと、先ほど言った歴史的建造物は一つ一つのパーツになりますけれども、これはまたちょっと関連はするのですが、今お願いしてるのは、そこでどっちがという議論は当然その地元自治体さんではされて構わないと思うのですが、それとはまた別で、例えばこの監禁室はその歴史的建造物として残したいというものであれば、それはそれとしてリストをちゃんと上げていただく、それが最終的に入所者の方々とかもいらっしゃらなかった後どこが持つとか、そういうのはまた永続性、療養所の永続化の議論としてまた別でちゃんと議論していく話になっていくと思いますので、ちょっとそこは一部、全部そこまでひっくるめてこの場で今決めろということにはしていません。当然ただ、地元の自治体としてちょっと議論していただくのはあると思うのですが、そこまでのことを求めているもの

荒木市長	ではございません。以上です。 どうもありがとうございました。本当にあの顔がですね、一同でやってやっていたら疑問点にならないのかもしれませんが、作業部会を通じてもう一度整理をさせていただきます。私も過去の話で、何年のときの発言だったかというところとわかりませんが、なんとなく議論の中で項目を上げてずっと整理をさせていただいたときに歴史的建造物という考え方で自治会と園がお話をされて提案し、これは残してほしいといったものに対してどういう県と国にどういう立場で行かれますかという質問をやったことがあったものですから、ここで議論をするよりも、もう一度しっかりと方針を決めさせていただいて、整理を作業部会等で話をさせていただいた上で、一つ一つチェックをまたさせていただければ大変ありがたいと思いますし、また突然岩倉さんを攻めているような発言になったということではありませので、そこはご勘弁をいただきたいというふうに思います。国、県、市、園そして自治会といい方向で、過去の問題に反省をしながら次世代の方々に残していくという、歴史的なものも含めてハンセン病啓発というのは大変な大きな事業もございますので、皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げたいと思っております。先ほど述べましたけれども、その他ということになりましたけども、何かありませんか。志村さん何かありますか。
志村会長	その他ということですが、実際ね、療養所そのものを残そうということと先ほど問題になっている歴史的建造物をどうするか、その区分けをどうするかというようなことが、一緒くたになっている。本当の所はやはりこれはなかなか難しい問題であるということで、即答はできないというふうに思います。しかし、統一交渉団の中で、この問題はじっくり検討させていただいて、とにかく将来に残すべき建造物、必要最小限のものをぜひ、省のほうで決定してくださいと思うのです。
荒木市長	ありがとうございました。志村会長が不安に思っておられることでありますけれども、この作業部会を含めた検討会というのは、そのときに地元自治体であります市がやれることの権限、または範疇というのは限界がありました。そこでお願いをして、県にお願いし、国にもご相談をしながらこの会議この協議会を立ち上げさせていただいたわけありますので、他で共有する場所というのはないわけありますので、ぜひ先ほど言いましたように、いろんなものが必要な場合は国の検討の部分としても必要な資料等は、準備しなければならないと思いますし、そのための作業部会でもありますから、先ほど大きな話も出ておりました。私も地元の市長として、恵楓園の将来全てにおいてどう思っているのだと、

松本課長補佐	この協議会の中でも質問をされたことがあります、今こうだというような、ここで言葉を発する、または発せれる人たちがこの中には今おられないと思います。そのことを踏まえてですね、この協議会の中でできる限り検討し、答えを出し、いつまでという期限も切れるものは切っていきたいということが目的でありますので、志村会長の不安は一同の共通の認識として持っていて、また作業の方を進めさせていただきたいと思います。 関係の皆様方、今日ご参加をいただいたお一人お一人に感謝とお礼を申し上げこの会を閉じさせていただきたいと思います。ご参加いただきました皆様方、ありがとうございました。 荒木会長ありがとうございました。これで予定された議事は全て終了しました。これをもって第9回国立療養所菊池恵楓園の将来構想の実現に向けた協議会を閉会いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。
---------------	--